

新型コロナウイルス対策
に関する緊急要望書
第3次追加要請

一般社団法人 全国企業主導型保育事業連合会

令和2年7月16日

少子化対策担当大臣

衛藤 晟一 様

一般社団法人 全国企業主導型保育事業連合会
会長 木村 義 恭

第3次緊急追加要望書

平素より全ての子どもの最善の利益を保障する幼児教育・保育へのご理解と制度設計にご尽力賜り誠にありがとうございます。衛藤 晟一 少子化対策担当大臣におかれましては令和2年3月25日・3月27日並びに4月30日の緊急要望を重く受け止めていただき、かつ迅速に様々なご対応をしてくださりましたことに会員一同厚く御礼申し上げますと共に深く感謝申し上げます。

また未だ感染拡大を続ける新型コロナウイルスに加えて、先般発生した令和2年7月豪雨災害の対応と全ての子ども達・保育者対して最大限のご配慮とご対応頂いておりますこと重ねて感謝申し上げます。

政府は「一億総活躍社会の実現を目指す中で女性の就労が拡大する傾向が見込まれる中、保育の受け皿のさらなる拡大というものが急務であり、夜間、休日勤務のほか、短時間勤務の非正規社員など、多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援が求められている」企業主導型保育事業の創設の目的は「平成29年度末までに最大5万人程度の保育の受け皿を新規に確保することを目的として実施するものである」と国会で答弁され、現実に企業主導型保育事業は、待機児童の解消、保護者の多様な働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供、複数企業が共同で設置・共同で利用、地域の子どもの受け入れ、即効性ある対応など取り組んでおり、その成果を発揮しております。

この実態と地域への貢献を踏まえながら企業主導型保育事業は認可外保育施設であっても内閣府の補助事業の実施施設であり子ども・子育て支援制度では認可保育所・幼稚園・認定こども園同様に幼児教育の無償化の施設として位置づけられております。今回の新型コロナウイルスの対策並びに災害復旧時における費用補償等においても認可施設同等な支援策は重要であります。

今以上に国や自治体と連携を強化し、全国どこにおいても全ての子ども達の最善の利益を保障し、保育の最前線で見えないウイルスと戦いながら、またいつ発生するか分からない災害の猛威への不安と戦いながらも日々取り組んでいる保育士のためにも、また待機児童解消に大きく寄与している全国各地の企業主導型保育事業者の声をお届けし緊急要望致しますのでご対応いただけますようお願い致します。

(1) 令和2年7月3日からの大雨による災害の発生に伴う保育所等の人員、

設備等の基準の取扱いについて

政府は事務連絡令和2年7月6日付 厚生労働省子ども家庭局保育課 令和2年7月3日からの大雨による災害の発生に伴う保育所等の人員、設備等の基準の取扱いについてで、令和2年7月3日からの大雨による災害の発生に伴い、被災地域における保育所等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」（令和2年7月6日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課・社会・援護局福祉基盤課・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・老健局総務課連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

被災地域への保育士等の派遣等の措置を講じたことに伴い、派遣元の保育所等において、保育士等が一時的に不足し、人員、設備等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で御配慮いただきますよう、関係市町村や保育所等、保育関係団体に周知をお願いします。と発出しておりますが、企業主導型保育事業者には未だ届いておりません。

企業主導型保育事業者は今回の令和2年7月豪雨地域にも多くあり、保育者の中には道路が寸断されて保育施設に通えない者もおります。

つきましては、認可保育所等に発出されたものと同等にご対応をお願い致します。

(2) 自然災害等における復旧に伴う費用の補償を認可保育所同様にお問い合わせ致します。

先般発生した令和2年7月豪雨災害は避難の準備もする間もなく、また水かさは音もないままに一気に増水し貴い命を奪っていきました。神瀬保育園（熊本県球磨村）の園庭に書かれた「120 メイヒナン」の文字は記憶に新しいところです。

企業主導型保育事業においても毎月避難訓練を実施しておりますが、万が一施設が自然災害などに見舞われた場合の復旧費用など、認可保育所同様に対応できることを明記していただきますようお願い致します。

(3) 企業主導型保育事業における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う病児保育事業

の取扱いを子ども・子育て支援交付金と同等に支給をお願い致します。

政府は内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 厚生労働省子ども家庭局保育課 事務連絡 令和2年7月10日付で、病児保育施設において病児保育の提供に必要な職員を確保するなど、サービスの提供体制を確保していると市町村が認める場合には、加算単価の適用に当たっては、市町村において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない。ただし、この場合にあつては、前年同月の延べ利用児童数を上限とすることとする。

なお、上記の新型コロナウイルス感染症の流行の下での措置は、令和2年4月から令和2年9月までの間の取扱いとし、令和2年10月以降の取扱いについては、別途お示しすることとする。としておりますが、企業主導型保育事業はこの対象外となっております。

今回のコロナ禍の中、クリニックの患者数自体も減っていますが、それ以上に病気の子供を預かる病児保育の減少はすさまじく前年比60%以上の減少となっております。

企業主導型保育事業で病児病後児を受け入れている施設は大変な状況が続いており、年間を通じて病児病後児の子ども達を常時対応出来るよう、そのために雇用している保育士を含めスタッフが多く困窮している現状です。

保育給付の認可保育所、企業拠出金を財源とし年金特別会計による企業主導型保育事業との違いはありますが今回の新型コロナウイルス対策においては事務連絡令和2年7月2日付 企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援についての対応のように認可施設同様の対応をお願い致します。

以上